

市道からの自動車乗入について

(H31.4.1受付分から)

1. 歩道を横断して宅地に自動車を取り入れられる場合、道路自費工事承認申請の許可を得て工事をしてください。
2. 歩道の切り下げ幅及びアスファルト舗装の基準として次の表1におけるA・B・Cの3タイプに区分する。

表1 各タイプの区分

区分・()内は切下げ幅		タイプA(4.2m以下)	タイプB(7.2m以下)	タイプC(9.0m以下)
車種等※1		普通自動車	中型自動車	大型自動車
摘要		1. タイプA・B・Cの選択は、通常乗り入れが想定されている車両により決定する。 2. 「通常乗り入れが想定されている」とは、乗り入れ先に当該車両が駐車するための区画等が明確にされている場合をいう。		
(参考)用途等		専用・集合住宅 ※2※3	コンビニエンスストア 一般店舗・大型店舗 ※4	ガソリンスタンド 大規模商業施設 大規模工場等
アスファルト舗装 ※5	表層※6	t=5cm(密粒As合材)	t=5cm(密粒As合材)	t=5cm(密粒As合材)
	路盤※7	t=10cm(RC碎石30~0)	上層 t=10cm(RC碎石30~0)	上層 t=10cm(瀝青安定処理)
			下層 t=15cm(RC碎石40~0)	下層 t=23cm(碎石RC40~0)
側溝※8		リボン側溝に入替(T-25)※9 側溝蓋は、10mに1箇所グレーチングとする。	横断用側溝に入替※10 グレーチング	

3. 自動車乗り入れ口の数※11

(1) 乗り入れ口は原則1施設1箇所とする。

(2) ガソリンスタンド、駐車場、コンビニエンスストア等自動車の出入りが多い施設であって、自動車乗入口を複数設けることで、車道及び歩道等の通行の安全かつ円滑化に資すると判断される場合であって、かつ自動車乗入口を設けようとする区画の形状が、表2に定める相当な接道間口(市管理道路に接する部分の延長)を有する場合には複数の自動車乗入口を認めることができる。

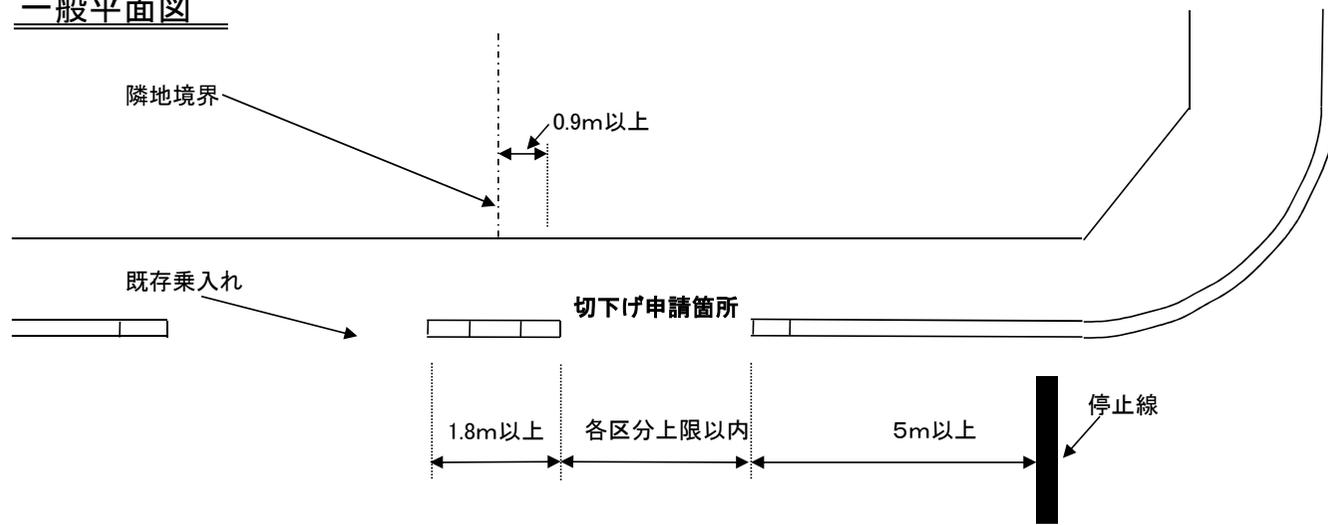
表2

	タイプA(4.2m以下)	タイプB(7.2m以下)	タイプC(9.0m以下)
2ヶ所	$L \geq 25m$	$L \geq 30m$	$L \geq 35m$
3ヶ所	$L \geq 50m$		-
備考	1. 表中Lは市管理道路に接する部分の延長を示し、原則として官民境界(自動車乗り入れ口を設けようとする土地とこれに接する一路線。ただし交差点で区切られる一辺)の長さとする。 2. 以下については個別にその適否を判断する。 ①タイプA、タイプBの自動車乗入口を、4箇所以上の乗入口を設けようとする場合。 ②タイプCの自動車乗入口を3カ所設けようとする場合。		

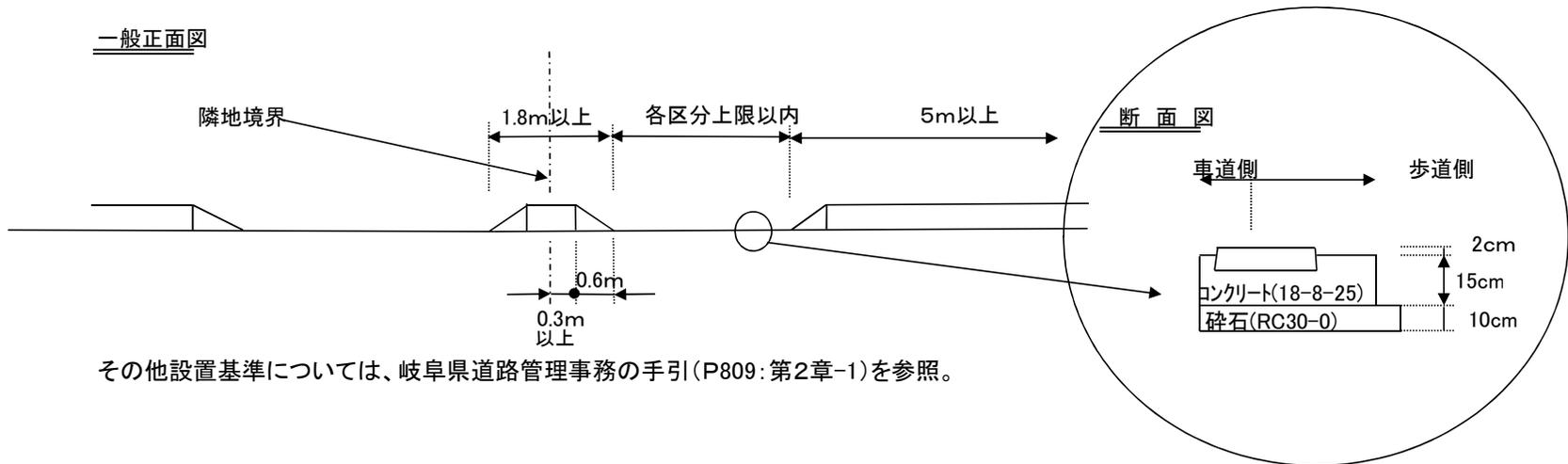
- ☆ この基準は、交通法令の規定範囲内で、原則として歩道分離形式の道路について適用します。
- ☆ 交差点など2つ以上の路線にまたがる場合は、路線ごとに適用します。
- ☆ 植栽がある場合、移設が発生する場合があります。自治会同意の必要等、詳細は管理用地課にお問い合わせください。
- ☆ この基準によりがたい場合は、交通法令及び次により判定のうえ別途協議に応じます。
 - a)恒常的に乗入れる車両の状況をその軌跡図(回転図面)をもって判断する。
 - b)周囲の状況によりその都度市長が必要と認める場合。

- ※1 道路交通法による。
- ※2 タイプAの切下幅は、道路に面する駐車車両台数によるものとする。道路に対し平行に3台以上駐車する場合には、タイプB(7.2m以下)を適用することができる。なおその際、舗装構成はタイプAと同様でも承認する。
- ※3 集合住宅の場合、敷地内の配置によりタイプAでは入居者の出入りが困難と判断される場合にはタイプBを適用できる。
- ※4 1棟に複数の店舗がある場合は、1棟を1施設として扱う。また、一体の駐車場を使用し、複数の店舗にて営業する場合も1施設とみなす。
- ※5 タイプCの舗装について、アスファルト舗装が不相当と市長が判断する場合はコンクリート舗装を認める。コンクリート舗装は表層:t=15cm(σ 21N/cm²)で異形鉄筋金網(D6 15cmメッシュ)、路盤:t=15cm(砕石RC40~0)とする。
- ※6 タイプAの舗装について、一般住宅に限り、切下げの影響範囲外の部分は既存舗装のままの利用を認める。
- ※7 路盤下の路床は良好であることを想定しているため、不良の場合はその都度考慮する。
- ※8 11戸以上の集合住宅の建築、一団の宅地開発で位置指定道路がある場合または5戸以上の宅地開発については横断側溝への入替えとする。
- ※9 現地に既設歩道用側溝が布設されている場合、専用住宅のみ側溝蓋の入替え(T-25対応)で承認する。
- ※10 小規模な店舗において、普通自動車のみ乗入が想定される場合はリボーン側溝(T-25対応)の入替えでも承認する。
- ※11 乗入場所は既存又は、新設する乗入口から1.8m以上離すこと。これによりがたい場合は隣接土地所有者及び利用者からの施工同意書を提出していただくことがあります。
横断歩道若しくは信号がある場合、またその交差点部での切下げは、停止線若しくは隅切りから5m以上離すこと。

一般平面図



一般正面図



その他設置基準については、岐阜県道路管理事務の手引(P809:第2章-1)を参照。